

(第4回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 8年 1月 29日
契 約 業 者 名	(株) 鏡原組
契約業者の住所	沖縄県那覇市鏡原町27ー1
工 事 の 名 称	令和6年度那覇空港構内道路整備工事
工 事 場 所	沖縄県那覇市鏡水地内
工 事 種 別	空港等土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工 期 (自)	令和 6年 12月 4日
工 期 (至)	令和 8年 1月 30日
変更前の契約金額	364,650,000円 (税込み)
変 更 金 額	36,080,000円 (税込み)
変更後の契約金額	400,730,000円 (税込み)
変 更 理 由	変更理由書のとおり。

変更理由書（第4回変更）

件名：令和6年度那覇空港構内道路整備工事（第4回変更）

契約相手方：株式会社鏡原組

工期：令和6年12月4日～令和8年1月30日

変更理由：本工事は、上記相手方と令和6年12月3日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により変更するものである。

記

(1) 道路付属施設(道路標識板)の移動について

構内道路改良に伴う動線の変化に合わせ、道路標識板の移動について追加指示する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(2) タクシープール内の小型擁壁復旧について

タクシープール整備予定地に設置していた仮設出入口について、仮設出入口の運用が終了したため、
小型擁壁復旧について追加指示を行う。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(3) 既設道路側溝の復旧について

構内道路改良時の仮設道路の一部に既設道路・歩道の横断箇所があった。構内道路改良完了に伴い
既設道路を再使用するため、中央分離帯、側溝等の復旧を追加する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(4) ユーティリティ2工区、3工区の現状不一致に伴う管路等の数量変更について

ユーティリティ2工区及び3工区の管路について、現状不一致に伴い管割の変更を余儀なくされた
ため、変更指示を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

- (5) 構内道路改良区間の歩道舗装(黒色→ベンガラ色)の変更について
構内道路改良区間の歩道舗装について、既設歩道部分の彩色と異なっていたため、As 舗装(黒)から As 舗装(ベンガラ色)に変更するものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 19 条)
- (6) 照明管路の保護砂の追加について
構内道路改良区間及び新設区間量の照明灯管路について、管路保護用の保護砂の敷設を指示する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 19 条)
- (7) 水道メーター(量水器)及び関連設備の移設について
ユーティリティ 3 工区終点側の水道メーター(量水器)等について、移設先に関する関係機関調整が完了したため、水道メーター(量水器)等の設置及び移設先について指示するものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 19 条)
- (8) ユーティリティ施工時の既設管路吊防護の追加について
ユーティリティ施工時、一部区間にについて既設管路より深い深度に管路を布設する箇所が複数あった。管路の布設中、既設管路保護が必要となつたため吊防護措置について追加指示する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 19 条)
- (9) 共通仮設費(敷鉄板養生)の追加について
ユーティリティ 1 工区施工時、周辺施設(常道道路)への泥土飛散防止のため、敷鉄板の養生について、関係機関より指示があつたため、敷鉄板設置・撤去(賃料含む)について追加指示を行う。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 18 条)
- (10) ユーティリティ施工に先立ち試掘調査の精算変更について
令和 7 年 10 月 3 日付、追加指示のあつた試掘調査に対して、数量が確定したため変更指示を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第 19 条)

- (11) ユーティリティ1工区の現状不一致に伴う管路等の数量変更について
現地確認の結果、管路等の数量に変更が生じた。また、当初計上されていなかった既設施設の復旧等が必要になることが判明したため、管路等の数量変更、既設皿型側溝・植栽等の撤去・復旧について変更指示する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (12) 空港夜間工事に伴う安全施設等の追加について(安全費積上分)
受注者協議に基づき、夜間施工時の照明灯設置費及び重機の日々回送について指示するものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第18条)
- (13) モニュメント及び路線番号標識再設置の追加について
構内道路改良に伴い、一時撤去していた標記について、再設置に関する関係機関調整が完了したため再設置先について指示する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (14) 構内道路改良区間の多目的防護柵の数量変更について
設計図書の現状不一致に伴い、多目的防護柵の設置数量について数量精査を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第18条)
- (15) 土壌団粒化材の追加について
ユーティリティⅢ工区、交通島の裸地部に関して、関係機関との調整に伴い団粒化材の散布に変更するものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第18条)
- (16) ターミナルビル前の現況復旧(区画線設置・消去)について
関係機関と調整中だったターミナルビル前の区画線について、実施方針が決定したため、区画線設置・消去について追加指示を行う。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (17) 警察協議に伴い配置した交通誘導員配置の数量精査変更について
別件協議のあった交通誘導員配置について、施工数量の増減に伴う数量精査を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとします。
(適用条文：工事請負契約書第19条)

- (18) G S E置場進入路の舗装数量等の数量変更について
現地確認及び関係機関との調整の結果、G S E置場進入路の施工範囲に変更が発生した事に伴い、施工数量の数量精査を行う。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第18条)
- (19) 構内道路新設区間(北口交差点)歩道舗装復旧の追加について
ユーティリティ施工位置の歩道舗装について、当初、復旧費用が未計上だったため変更指示をするものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (20) 残土搬出(地区外)の精算変更について
施工数量の変更に伴い、土砂仮置き及び現場搬出数量の変更があったため、数量精査を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (21) 構造物撤去殻の数量変更・建設汚泥運搬・処分費の変更について
構造物撤去に伴うコンクリート殻・アスファルト殻の処分費及び運搬費、建設汚泥の運搬及び処分費について数量精査に基づき変更指示を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (22) 快適トイレの精査変更について
令和7年12月17日付協議が有りました快適トイレ費用について、別添資料のとおり指示を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (23) BIM/CIMの精査変更について
令和7年12月17日付協議が有りましたBIM/CIMについて、別添資料のとおり変更指示を行うものとする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第19条)
- (24) 遠隔臨場の精査変更について
令和7年12月17日付協議のあった遠隔臨場について、使用数量について数量精査する。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。
(適用条文：工事請負契約書第18条)

- (25) 工期延伸に伴う熱中症対策に資する現場管理費の補正率の変更について
工期延伸に伴い算定対象期間が変更となったため、現場管理費の補正率について変更するもの
とする。
但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(第3回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 9月 11日
契 約 業 者 名	(株) 鏡原組
契約業者の住所	沖縄県那覇市鏡原町27-1
工 事 の 名 称	令和6年度那覇空港構内道路整備工事
工 事 場 所	沖縄県那覇市鏡水地内
工 事 種 別	空港等土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工 期 (自)	令和 6年 12月 4日
工 期 (至)	令和 8年 1月 30日
変更前の契約金額	254,100,000円 (税込み)
変 更 金 額	110,550,000円 (税込み)
変更後の契約金額	364,650,000円 (税込み)
変 更 理 由	変更理由書のとおり。

変更理由書（第3回変更）

件名：令和6年度那覇空港構内道路整備工事（第3回変更）

契約相手方：株式会社鏡原組

工期：変更前 令和6年12月4日～令和7年9月16日

変更後 令和6年12月4日～令和8年1月30日

変更理由：本工事は、上記相手方と令和6年12月3日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により変更するものである。

記

（1）交通島及び巻込み部施工の追加について

過年度、占用物件の移設先調整等で交通島周辺の施工範囲は未定となっていた。

本年度に入り、移設先の調整が完了したため、交通島及び巻込み部並びに隣接する小型水路の施工について追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

（適用条文：工事請負契約書第19条）

（2）ユーティリティ及び防護柵施工に先立ち試掘調査について

試掘調査の方法について協議を行ったところ、追加の掘削を行う必要が生じたため追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

（適用条文：工事請負契約書第19条）

（3）警察協議に伴う交通誘導員配置の追加について

関係機関との調整に基づき、交通誘導員を別添図の箇所へ配置するものとする。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

（適用条文：工事請負契約書第19条）

（4）改良区間のF型標識板設計変更及び新設区間のF型・門型標識の追加について

改良区間のF型標識板について設置前に照査を行ったところ、現場条件に適さない構造であると判明したため規格の変更を行う。また、設計中だった新設区間の道路標識について、設計が完了したため追加変更を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

（適用条文：工事請負契約書第19条）

(5) 信号機移設・追加設置について

関係機関との調整中だった施工中の信号機の配置について調整が完了したため、移設先について追加指示する。また、施工期間中、追加の信号機設置について依頼があつたため信号機の設置について追加指示する。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(6) 転落防止柵・縁石A型の追加について

受注者による設計図書照査の結果、下記2点の施工が必要となつたため追加指示を行う。

- ・構内道路新設区間の擁壁上部への転落防止柵設置
- ・構内道路新設区間の縁石A型の設置

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第18条)

(7) ユーティリティ1工区の配管工等の追加について

関係機関より、ユーティリティ1工区の配管工等について施工依頼があつたため追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(8) 土砂受入地の変更について

建設発生土受入予定地であった浦添ヤードの搬入可能量が上限に達し受入不可となつたため、建設発生土受入予定地の変更を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(9) 路側防護柵(塗装色：ブラウン)の変更について

関係機関との調整に基づき、路側防護柵の塗装色について、ブラウン色へ変更を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(10) 空港土工（バスプール）における掘削作業時の条件変更について

現場確認の結果、空港土工（バスプール）において岩の露出が確認されたため、掘削作業の施工条件について変更するものとする。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第18条)

(11) 門型標識基礎杭の施工方法変更について

関係機関との調整の結果、打設時の振動を低減し施工することを要請されたため、施工方法の変更を行うものとする。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(12) CCTV カメラ設備移設の追加について

関係機関との調整の結果、南部国道事務所所有の CCTV カメラ設備が本工事の支障になることが判明したため、CCTV カメラ設備の撤去・移設について追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(13) 構内道路新設区間の舗装工の追加について

受注者による設計図書照査の結果、構内道路新設区間のオフランプ土工部の舗装工(基層・As 安定処理)数量が不足していることが確認されたため、追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第18条)

(14) モニュメント及び路線番号標識の移設・撤去について

空港敷地内のモニュメント及び路線番号標識について新設区間施工時の支障となることが判明したため、それぞれの移設・撤去について追加指示する。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとします。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(15) 構内道路新設区間の区画線(路面標示)の変更について

関係機関との調整の結果、構内道路新設区間の路面標示について変更依頼があつたため、変更指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(16) 構内道路新設区間の供用に向けた保安施設の追加について

関係機関との調整の結果、構内道路新設区間に於ける第三者への安全対策・路上駐車防止のため、縁石鉢・ラバーポールの設置依頼があつた。これらの設置について追加指示を行うものとする。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(17) 構内道路改良区間の舗装数量(昼間・夜間)の変更について

関係機関との調整の結果、構内道路改良区間の一部施工範囲について夜間施工での実施を要請されたため、施工条件を変更する。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(18) 誤進入防止の案内標識設置・路面標示施工について

関係機関との調整の結果、空港職員専用駐車場に案内標識・路面標示を設置依頼があつたため追加指示するものである。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(19) CIQ入口セットバックによる構造物復旧位置の変更について

構内道路改良区間拡幅に伴い、CIQ入口に設置されていた排水構造物及び車止め等について、撤去及び移設が必要となつたため、それぞれについて追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(20) 改良区間始点部への仮設防護柵の設置について

改良区間始点部の供用時における安全対策として仮設防護柵(水充填式)設置について追加指示を行う。

但し、契約の変更は工期の末日までに行うものとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(21) 工期延伸について

ユーティリティ1・2工区にて現場条件の不一致等が発生したため、工期の延伸を行う。

原工期：令和6年12月4日～令和7年9月16日

変更工期：令和6年12月4日～令和8年1月30日

(適用条文：工事請負契約書第18条)

(22) 指定部分の追加及び完成期限について

本工事箇所の一部について大阪航空局への引渡を行うため、指定部分箇所を設定する。なお、指定部分工期は令和7年9月30日までとする。

(適用条文：工事請負契約書第19条)

(第2回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 5月 12日
契 約 業 者 名	(株) 鏡原組
契約業者の住所	沖縄県那覇市鏡原町27ー1
工 事 の 名 称	令和6年度那覇空港構内道路整備工事
工 事 場 所	沖縄県那覇市鏡水地内
工 事 種 別	空港等土木工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工 期 (自)	令和 6年 12月 4日
工 期 (至)	令和 7年 9月 16日
変更前の契約金額	254,100,000円 (税込み)
変 更 金 額	0円 (税込み)
変更後の契約金額	254,100,000円 (税込み)
変 更 理 由	変更理由書のとおり。

変更理由書（第2回変更）

件名：令和6年度那覇空港構内道路整備工事（第2回変更）

契約相手方：株式会社鏡原組

工期期：変更前 令和6年12月4日～令和7年5月14日

変更後 令和6年12月4日～令和7年9月16日

変更理由：本工事は、上記相手方と令和6年12月3日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により変更するものである。

記

（1）工期延伸について

大阪航空局より施工依頼のあったユーティリティ1工区（制限区域内：夜間）の追加施工について指示を行った。指示したユーティリティの施工に当たっては関係者調整及び県外業者への建設資材発注に伴う製作・輸送を行うことから相当の期間が必要となつたため、工期延伸を行う。

(第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 3月27日
契約業者名	(株)鏡原組
契約業者の住所	沖縄県那覇市鏡原町27-1
工事の名称	令和6年度那覇空港構内道路整備工事
工事場所	沖縄県那覇市鏡水地内
工事種別	空港等土木工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	特記仕様書のとおり。
工期(自)	令和 6年12月 4日
工期(至)	令和 7年 5月14日
変更前の契約金額	250,800,000円 (税込み)
変更金額	3,300,000円 (税込み)
変更後の契約金額	254,100,000円 (税込み)
変更理由	変更理由書のとおり。

変更理由書（第1回変更）

件名：令和6年度那覇空港構内道路整備工事（第1回変更）

契約相手方：株式会社鏡原組

工期：変更前 令和6年12月4日～令和7年3月31日

変更後 令和6年12月4日～令和7年5月14日

変更理由：本工事は、上記相手方と令和6年12月3日付けをもって契約締結し、現在鋭意施工中であるが、下記理由により変更するものである。

記

（1）磁気探査業務の追加について

令和6年10月2日に宮崎空港の誘導路付近において、不発弾が爆発し誘導路が陥没する事故が発生した。本工事の掘削範囲は戦後盛土を行った箇所であるため、磁気探査を行わない計画であったが、那覇空港においても、過去に不発弾が発見されていることから、管理者である大阪航空局より緊急性を鑑みて磁気探査を行うよう指導があった。

上記理由に基づき、本工事に磁気探査を追加する。

（2）工期延伸について

磁気探査を実施するにあたり、不測の日数を要することになったため、本工事の工期内の完成が困難となったことから、工期を令和7年5月14日まで延伸を行う。